

Hotline

Autumn 2008 No55

Contents

提言

Editorial comments

英国子会社へのIFRSの適用

なぜ今英国子会社は戦略を見直すべきなのか?

Adopting IFRS in UK subsidiaries

Why UK companies should reassess their strategy now

景気後退期における10の節税ポイント

Ten top tax tips for a recession

海外子会社からの配当の非課税制度の導入について

Proposed introduction of foreign dividend exemption system

プライスウォーターハウスクーパース

グローバル・ネットワーク・フォー・ジャパニーズ・プラクティス

PricewaterhouseCoopers Global Network for Japanese Practices

提言



廣井 真
アシュアランス マネジャー

日々日照時間が短くなる季節になってまいりましたが、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本では企業会計の世界で皆様に大きな影響を与える事項が発表されました。企業会計の世界では、現在国際財務報告基準(以下「IFRS」)が大きな影響力をもち、中国・カナダ・オーストラリアなど世界中でIFRSを採用する国が増加しております。これは多くの企業活動がグローバル化していく中で、その業績を測定する尺度である会計基準も統一した基準が必要、という声に応える形で発展してきたものです。

日本におきましてもこのような世界的な流れに乗って、日本の会計基準をIFRSと同等の基準にするというコンバージョン(共通化)作業を2011年までに完了する、という合意を国際会計基準委員会と2007年8月に結びました。この合意に従い、ファイナンスリースのオンバランス処理を原則とする基準など、日本独自の基準とIFRSとの差異を縮小するための新しい基準が適用されてきました。

しかしながら、今年の8月に米国証券取引委員会が外国企業のみならず、米国企業にもIFRSを容認する案を明らかにしました。日本と並んで自国の基準に固執してきた大国である米国がIFRSの優位性を認めたことで、日本の孤立化が明白になりました。この米国の方針転換により、今年の9月に日本でも経団連・日本公認会計士協会・金融庁などでIFRSを導入する方向で検討することが発表さ

れ、コンバージョンからアダプション(受け入れ)という、日本基準を捨ててIFRSをそのまま採用するという方向性が明らかになりました。

IFRSを受け入れることで、今後会計面のみならず、企業運営においても大きな変化が予測されます。まず、会計面ではご存知の方も多いと思いますが、M&A(合併・買収)の際の「のれん代(買収先企業の超過収益力)」の会計処理が異なります。日本基準では合併時に発生したのれんをその効果の及ぶ一定期間にわたって定期償却(費用化)する処理を要求しているのに対し、IFRSではのれんの価値が大きく下落した、と判断した場合に減損処理をすることになります。IFRSではこのようにのれんの償却負担がなくなるため、M&Aの際の戦略が大きく変化することが予測されます。

企業運営においては、世界の主要な市場でIFRSが容認されることになるため、会計基準の変更作業を行う必要がなく、グローバルな市場へのアクセスコストを抑えることが可能になります。また、グループの予算・業績測定がIFRSで統一されることになり、一時的にコスト増になる可能性はありますが、中長期的にはグループ全体でシステム・プロセスを統一することで効率化を図ることが可能になります。

このように日本においてもIFRSを受け入れる見通しが明らかになったことで、皆様におきましても大きな変化が今後予想されますので、早めに対応を検討されることをお勧めいたします。 ■

スタッフ紹介



杉山 裕一 (スギヤマ・ユウイチ)
Tax
日本公認会計士
Tel: 020 7804 0210
Fax: 020 7804 4907
yuichi.x.sugiyama@uk.pwc.com

総合商社勤務を経て、2001年10月にプライスウォーターハウス・パーソンズ・タクティクス・アソシエーツ(現税理士法人プライスウォーターハウス・パーソンズ)に入所、法人部に所属し主にM&Aおよび企業内再編の税務コンサルティング業務、および連結納税のコンサルティング業務に従事してまいりました。2008年9月よりロンドン事務所に出向し、現在は主として日系企業の税務申告、コンサルティング業務に従事しております。



盛谷 竜二 (モリタニ・リュウジ)
Advisory
米国公認会計士
Tel: 020 7804 9476
ryuji.moritani@uk.pwc.com

他会計事務所勤務を経て、2004年8月にプライスウォーターハウス・パーソンズ・タクティクス・アソシエーツ(現PwCアドバイザリー・サービス株式会社(現PwCアドバイザリー株式会社))入社。日本では主に英米系プライベートエクイティファンド向けの財務デューデリジェンス業務および政府系金融機関の不良債権処理に従事してまいりました。2008年9月よりロンドン事務所へ赴任し、主にM&Aに関連した財務モデルの構築およびレビュー業務に従事しております。

英国子会社へのIFRSの適用

なぜ今英国子会社は戦略を見直すべきなのか？

貴社のすべての英国子会社は法定財務諸表をIFRSで作成していますか？

まもなくそれらの子会社にIFRSが強制適用される可能性のあることをご存知ですか？

IASB(国際会計基準審議会)はIFRSへの移行に伴って発生する分配可能剰余金の「制限(trapping)」を緩和するため最近改訂基準を発表したことをご存知ですか？

依然残されている課題を再度検討し、現時点で行動を起した場合と、IFRSが強制適用されるまで待った場合にもたらされる費用と利益を天秤にかけられる時期が来ているのかもしれない。

■現在の状況とその背景は？

EUの上場企業の連結財務諸表に国際財務報告基準(IFRS)の強制適用が開始された2005年に、英国会社法が改正され、すべての英国企業の法定個別(非連結)財務諸表にもIFRSの選択適用が認められた。多くの英国企業の取締役にとってこの判断は難しく、即答できるものではなかった。IFRS適用による税務上の影響が不透明であり、また配当制限が生じる可能性があるため、ほとんどの英国企業(グループが上場しているか、未上場かにかかわらず)が、たとえグループの連結財務諸表ではIFRSを適用しても、個別財務諸表では引き続き英国会計基準を適用してきた。

■一体何が変わったのか？

EUの移行を背景に、財務諸表作成者および投資家はIFRSの適用に次第に慣れ、IFRSへの移行による税務上の影響も一段と理解されるようになってきた。また、最近の基準の変更により、分配可能剰余金にまつわる複雑な問題も緩和された。

2005年以降、世界はIFRSをグローバルな会計の共通言語として受け入れる方向に引き続き向かっている。100カ国以上の国がIFRSを強制適用、容認、あるいはIFRSへの移行を実行しつつある。主要な資本市場においては、IFRSが採用される、採用する方向へ向く、あるいは採用への移行が期待されている。依然いくつかの課題が残されてはいるものの、報告基準としてIFRSを採用することにより、数多くの重要な利点を実現することになる。IFRSの国際化がますます進むにつれ、法定計算書類(連結財務諸表と同様)にIFRSに取り入れることにより、グループの少なくとも主要部分にそれらの利点を実現させることは、一段と現実的なものになってきている。

英国会計基準がIFRSと統合されるという憶測が

2005年にあったが、その日程は定かではなかった。英国会計基準審議会による最近のニュースでは、最終的には英国GAAPを廃止し、IFRSあるいはプライベート会社を対象とした現在作成中の新しいIFRSの適用を、少数の小規模企業を除いたすべての企業に適用強制することが強く示唆されている。この予想は2~3年内に実現する可能性がある。

従って、子会社レベルでの移行という課題の再検討開始時期、並びに現時点で実行した場合と強制適用まで待った場合との相対的な費用と利点を天秤にかけられる時期は、いつが最適であろうか？ 予想される課題の範囲と性質および費用と利点は、各グループのそれぞれの具体的状況によって異なる。これらを早期に把握することにより、問題点が緩和される場合もある。課題によっては軽減できない場合もあり、それが何であろうか現時点であるいは強制適用の時点で対応が迫られることになるであろう。早期に分析することにより、現時点で変更しそれらのベネフィットを将来ではなく現時点で実現させることが合理的であるかどうか判断可能となる。

当記事の目的はこの問題に関連する最近の進展を提供し、次の段階の検討に役立てることである。今が、様々な事項が及ぼす影響の対応策を検討し、貴社のグループにとって適正な戦略の決定を開始する好機である。

■IFRSの理解を深める

2005年に適用になった「安定した共通基盤」としてのIFRSは比較的斬新であった。企業にとってはそれが何を意味するか、IFRSを適用した場合生じるであろう影響は何か、に関して先が見えなかった。当然ながら主な焦点は連結財務諸表を適正に作成することであった。多くの企業にとってIFRSを全組織に浸透させることは、その当時は余りにも大きな

課題であり過ぎた。現在、財務諸表作成者および監査人はIFRSおよびその適用に関して、一段と理解を深めてきている。多くの英国企業はグループレベルで過去数年間IFRSを採用した報告を行っており、IFRSに基づく会計方針は十分確立している。IFRSと英国会計基準との差異に関しては現在一段と理解が進み、多くの国際企業は組織全体にIFRSを適用することに成功している。その結果、子会社のレベルでの変換は、2005年時点と比較すると、そのリスクが低くなっているのは疑いの余地がない。

■ IFRSの国際的容認へ向けて

グローバルな共通の会計言語としてIFRSを容認することに一定の意義が認知されてきたため、変換の速度は昨年から加速している。

IFRSが国際的に容認されるにつれ、企業の組織全体を通して報告基準としてIFRSを取り入れる結果生じる潜在的利点は益々大きくなってきている。

これは国際企業は各国の会計基準を全面的に撤廃できる段階まで来ている、という訳ではない。しかし、IFRSを事業の大部分に取り入れることによって生じる利点の実現されていくという予見は、企業にとって一段と現実的なものになりつつある。

■ 英国GAAPは2011年までに撤廃される ことが予想され、英国子会社はIFRSへの 変換を余儀なくされる

英国会計基準は、中期的には抜本的な改正が行われることが予想される。英国会計基準審議会は、英国会計基準をIFRSおよびプライベート・カンパニー向けに現在作成中の新たなIFRSに全面的に置き換えることを検討中である旨を最近示唆した。この唯一の例外は、英国中小規模会社向け財務報告基準(FRSSE)の継続適用であろう。しかし規模およびその他の厳格な基準により、英国企業の中でもほんの少数の小規模企業に限定される。

IFRSはパブリック・カンパニーの投資家の要請を満たすことを意図しているため、パブリック・カンパニーに最も関連が深く、適切な問題点、指針、開示を広範囲にわたり取り扱っている。プライベート・カンパニーの財務諸表の利用者にはパブリック・カンパニーと同様の要請あるいは必要性が必ずしもあるわけではない。従って、IASBによるプライベート・カンパニー向けの新たなIFRSは、作成者の費用

と負担並びに財務諸表使用者の必要性とのバランスをより緊密にとる意図で制定される。IASBはプライベート・カンパニー向けの最終基準を2009年初頭に発表する予定で、これに向けていくつかの内容に関し最終的な詰めを協議中である。

プライベート・カンパニー向けの新たなIFRSは、英国会計基準審議会が定める適用開始日以前の英国子会社への適用は認められていない。英国会計基準との差し替えが予想される時期は、2011年の「ビッグ・バン」導入時である。これにより現時点でIFRSを導入すべきか、あるいはプライベート・カンパニー向け新たなIFRSの導入予定時期である2011年まで待つべきかの判断に、不確定要素が生じる。企業は新たな基準の下での会計上の測定部分がIFRSと異なるかを検討する必要があるであろう。これはプライベート・カンパニーがIFRSを採用した場合予想される利点と比較する必要がある。例えば、グループ内取引記録の開示の緩和と、その簡素化である。子会社にIFRSを全面的に採用することは、最も負担の少ない方法であると判断するグループもあるであろう。

■ 買収以前の配当の会計処理問題を 解決するため、IFRSが変更

2005年に法定計算書類としてIFRSを採用する上で最も障害となったものの一つは、移行前の配当可能剰余金が制限される可能性があることであった。IASBは子会社からの受取配当に関する会計の取り扱いを簡素化する修正基準を最近発表し、これにより買収(移行)前の配当可能剰余金が「制限」されるという現行IFRS下での問題点が解決されることになるであろう。修正後の基準における変更は、別の企業の財務諸表にも適用され、子会社並びに関連会社への投資に係る取得原価を基準とした会計処理、買収前、買収後の配当に関連する。

この変更以前は、IFRSを適用する英国企業は、IFRSを常時適用していた場合の子会社への投資コスト額を算出するため、再計算しなければならなかった。IFRS 1はIFRSを適用した場合、子会社への投資コスト額を再計算する必要性を定めているが、その場合の移行措置を定めていない。投資コスト額を再計算する際に、企業は子会社からの過去の受取配当を分析し、買収以前の利益に関連する

額と、買収後に生じた利益に関連する額とを区別しなければならず、長期にわたって遡る必要があることも考えられる。買収以前の利益からの配当は所得として計上することはできないが、代わりに投資コストの勘定——つまり資本取引として計上しなければならない。この基準に従って過去の投資コストを算出することが複雑であることとは別に、子会社からの配当がグループを通して必ず支払われるとは限らない場合、配当制限が生じるおそれもある。

買収前および買収後の配当の分析が困難であること、並びに配当可能利益に与える悪影響の可能性と相俟ってIFRSへの移行は魅力がなく、子会社のレベルでのIFRS適用が遅れている企業が多い。しかし、これらの問題の解決へ向けて2008年5月、IASBはIFRS 1およびIAS 27の修正を発表した。修正後の基準では以下の点が認められることとなった。

- IFRSに移行する企業が、従来の会計基準による帳簿価格を、IFRSの下での投資コストの期首残高として使用すること。
- 子会社からの受取配当を親会社の所得として計上する。その後、親会社の投資を減損処理すべきか検証する。配当に関するこの修正後の会計処理は現行の英国会計基準の会計処理と一致している。

これらの変更により、IFRSを子会社の財務諸表に適用する際の障害が取り除かれることとなるであろう。修正後の基準は2009年1月1日以降開始の会計年度から適用され、それ以前の早期適用も認められる。EU圏内では、修正後の基準は適用以前に承認される必要がある。仮に承認が行われるとすると、時期的には2009年の第一四半期になると予想される。

単一の会計基準の制定は、グループ報告担当の経理担当者が過去長年にわたって「渴望していたもの」であった。プロセスを一極集中化する(ERPシステム、シェアード・サービス・センターの活用等により)ことによって、マネジメント情報の質とタイミングを向上させることもまた多くの企業にとって重要な目標である。グループ全体にIFRSを適用することはこの目標に合致し、資源を財務情報の収集よ

りむしろ財務情報の分析に集中させることができる。IFRSを適用することによりグループ内の各企業の会計手続き並びに判断が簡素化され、連結手続きが効率的かつ単純になるであろう。組織全体を通して各子会社の業績が経営者によって一貫して評価され、他のグループ企業との比較がより一層明確になるであろう。

組織全体を通して改編が必要なプロジェクトと同様、IFRSの適用に課題がないわけではない。しかし、2011年までには英国子会社にとって回避できないプロジェクトとなることが予想され、移行の時期を検討するに当たり、以下に挙げたような考慮すべき多くの長期的利点があると思われる。

- 財務情報のレビューが経営者にとり簡素かつ一貫したものとなる
- 照合の手間と間違いのリスクが軽減する
- プロセスおよびコントロールの一元化、さらにシステムと会計資源のより効率的な活用が可能となる
- コスト削減のための税務戦略およびグループの法的構成を見直す新たな機会となる
- 人的開発の機会となる

■ 財務情報の監視が経営者にとり簡素かつ一貫したものとなる

会計基準を理解するのはそう簡単ではなく、異なる会計基準の比較は難しい。単一の会計基準を適用することにより経営者は、意思決定および企業を経営する際に必要な財務情報がより理解、比較、レビューしやすくなる。会計基準を統一することは企業が財務機能の統制を改善することのできる一つの方策である。単一の財務報告基準により、財務内容が統一され、経営情報の作成手続きが法定計算書類および経営報告と一致ようになる。一方、より包括的、効率的および充実した計画、予算編成、見積もり作成プロセスが可能となり、事業戦略全体に沿った意思決定をもたらすことができるであろう。

■ 照合の手間と間違いのリスクが軽減

子会社が異なる会計基準を使用した場合、グループレベルでIFRSに変換する際には手作業による調整が行われる。多国籍企業は各国の業績が異なる会計基準で表示されることになり、グループレベル

での経営者がそれら事業の全容を把握することは困難である。子会社が現地の法定計算書類にIFRSを導入していない場合、IFRSの要請事項について当該子会社の理解が不十分になる可能性がある。

さらに、見積もりおよび予算策定もIFRSに準拠していない財務情報を使って行われるため、事態はさらに複雑になる。経営者は見積もりおよび予算策定に及ぼすIFRSの影響を理解し、市場が抱く期待に応えられるか確認する必要がある。

組織全体を通してIFRSを一貫して使うことにより、異なった会計基準が適用される可能性のある分野が把握されないというリスクが減少する。これに加え、手作業による照合の必要性が減少することで間違いが発生するリスクが減少し、会計プロセスは一段と効率的になる。全般的に見て、組織全体に一貫してIFRSを適用することによって、管理手続きはより簡素化し低コスト化する。

■ プロセスおよび管理の一元化、さらに

システムと会計資源のより効率的な活用

多くの企業にとり業務分析を行い意思決定をするため、効率的に財務情報を収集することは困難である。これに対応するためERPシステムあるいはシェアード・サービス・センターを導入する等、プロセスの一極集中化を図るイニシアティブが生じる。子会社のレベルで複数の会計基準を適用することは、複数の財務情報、計算書類の異なる図式、手作業による照合および調整が依然必要なことを考慮に入れると、これらイニシアティブが機能しない可能性がある。子会社に異なるデータ収集の必要がある場合、システムの更新および導入もまた困難になるであろう。組織全体を通じて複数の会計基準の使用を回避することにより、企業は一元化したシステムの活用を増大させ、経営情報の恩恵を最大限に享受することが可能となる。連結プロセスは自動化され、複数の異なる会計基準の要請に合わせてシステム変更をする必要性が減少する。異なる会計基準における報告の要請に適応させることが減少するため、資源を一層効率的に配置、管理することが可能となる。

■ コスト削減のための税務戦略および

グループの法的構成を見直す新たな機会

複雑性はコレステロールみたいなものである —

良い複雑性もあるが悪い複雑性もある。業務遂行、組織構成、買収手法における複雑性は、時として企業価値および競争上の優位性を高めるための手段として必要なものである。CEOの職務は企業価値を下げ組織を不必要なリスクにさらす複雑性を見分けて軽減する一方、建設的な複雑性を見極め、促進することである。

企業はIFRSの移行を、法的および税務上の組織構成を見直し、最大化し、企業価値を損なうような複雑性を削減するための好機とすることができる。タックス・プランニングは、移行手続きにおける重要な検討項目であるのは明白である。現時点で開始することにより、税務戦略および法的構成を新たに見直し、リスクに対する対応策を講じ、コストの効率性を最大限にするために必要な時間を十分確保することができる。

■ 人的開発

技術的能力および財務人事の管理は、CFOにとっての多くの課題の一つである。会計基準は常に変更され、会計および財務部門は、変更を監視し、会計方針を開発し、これらの組織全体への導入を行う必要がある。経営者は自社組織に適用される複数の会計基準 — 特に当該企業が会計業務をシェアード・サービス・センターに委託している場合 — に関する知識を有した個人を採用するのは困難である。単一の会計基準を使うことによりこれらの取り組みが簡素化される。一つの会計基準の変更が行われる度に、技術的なアップグレードの研修を組織が開発、採用できるよう焦点を絞ることができる。このように集中させることにより、特定の会計基準の詳細に慣れていないため起きる会計上の間違いのリスクを軽減するのに役立つ。経営者はまた、会計方針およびマニュアルをIFRSに従ってグループレベルで構築するための努力に集中できる。 ■

この記事に関する問い合わせ先

廣井 真 (ヒロイ・マコト)

Tel 020 7213 8162

Fax 020 7213 8777

makoto.x.hiroi@uk.pwc.com

景気後退期における10の節税ポイント

暗い経済ニュースの波が押し寄せる中、既に景気後退の影響を実感し、その対策に取り掛かっている企業も多い。これらの景気後退への対策は、単なる設備投資の繰延べや、接待費の削減から、大規模な組織の再編成や工場等の主要な事業資産の売却まで多岐にわたる。

このような景気後退の時期こそ、企業が節税のためのアイデアを検討する良い機会と言えよう。検討すべき事項としては、各種引当金が法人税法上損金算入可能であることを確認するものから、キャッシュ・フローを改善するものまで多岐にわたるであろう。

これらを考慮に入れ、企業にとって最も実効性の高いと思われる対応策を以下に10項目挙げてみた。

経済環境が悪化している時期には、キャッシュ・フローが最も重要と言えよう。節税効果が現金として即座に期待できる、または短期のキャッシュ・フローの改善をもたらす対策に焦点を絞って以下に説明させていただきたい。

■ 四半期納税法人の法人税還付

法人グループが当期の四半期納税を済ませたが、事後的に過大納税あるいは納税額ゼロであると「信じるに足る根拠」がある場合には、早急に還付請求をすべきである。還付手続きは比較的簡単であり、通常短期間に処理される。

四半期納税を年初に作成した収益見込み(予算)の数字に基づいて行っている企業も多く見られるが、予算の数字は往々にして楽観的なものとなるケースも多いため、適宜実際の業績に基づいて納税額の修正(必要に応じ還付請求)を行う必要がある。特に還付請求を行う際には、企業は当然ながらこのような見積もりの修正をサポートするための書面を残し、結果として不当に還付請求を行っているとしてペナルティが課される可能性を回避する必要がある。還付請求を行う際には、納税を行う場合に比べ、一段と慎重な検討が要求されることは言うまでもない。

■ 欠損金の繰戻還付請求を

最大にするための損失の前倒し計上

事業損失が生じた場合の繰戻還付請求における

12カ月間の制約は、以下のような所得が予想される法人にとって障害となる可能性がある。

- 前期 大幅な所得
- 当期 損益分岐点あるいは僅かな損失または所得
- 翌期 大幅な損失

このような場合、翌期の損失を前期の所得と相殺して繰戻還付を行うことはできない。

従って、当期中の損失が認識できるような対応策を、期末のプランニングの一環として検討すべきであろう。以下は検討すべき事項の例示である。

● 当期のすべての引当金が法人税法上損金算入が可能なことを確認。例えば、リストラ経費の引当等を行っている場合には、この引当が十分合理的な見積もりに基づいていることを確実にする必要がある。

● 余剰人員削減に対する引当金等、人件費関連の引当金については当期中に損金算入ができるよう期末後9カ月以内に支払いが行われることを確認

● 例えば国外グループ法人に対する未払利息で決算後12カ月を超えても支払われないもの等、過去に損金算入が認められなかった費用がある場合には、損金算入を確定させるために支払いを実行する

● 認可年金基金への拠出金等について損金算入を確保するため期中に支払いを実行する

このように当期中に損失を前倒しで計上することにより、前期の所得との相殺が可能となり、キャッシュの節約が可能となる場合がある。費用の認識を早めることにより実際の支払いも早まる可能性もあるが、多くの場合節税効果の方が大きいと考えられる。

■ グループ内で相殺可能な損失の有効利用

大規模グループに属する各法人の利益が同じ方向に推移するとは限らない。ある企業には繰越損失が生じる一方、グループの別の企業には利益が生じているケースは往々にして見られる。このような場合、グループ・リリーフが活用できるよう損失を「再生」させるための以下のような対策が可能か、検討する必要がある。

- 複数の事業であっても、まとめて一つの事業として取扱うことのできる場合、損失を一つの法人に纏めることによって、より柔軟に活用できる場合がある。グループ内の組織再編によりある法人の繰越欠損金を他の法人に引き継ぎ、利用することが可能かどうか検討する必要がある。事業の再編は必ずしも税務目的で行われるものではないが、再編を検討する場合には税務上のベネフィットを常に検討する必要がある。
- キャピタル・アローワンスの対象となる資本的支出を前倒しできるか？ 場合によっては支払期日を前倒しすることなく、「契約」日を前倒しすることでキャピタル・アローワンスの前倒しが可能な場合もある。
- 海外子会社からの配当の翌会計年度への繰り延べ（ただしこれを行った場合にもたらされる外国税額控除のポジションにも注意）。

さらに大胆なアイデアとしては、英国法人に課税所得があり、国外子会社には多額の損失があるグループの場合に、損失が発生している法人を英国の管理・支配下に置くことによって、グループ・リリーフ適用可能な英国会社にするのである。明らかに、これには他の様々な問題が絡んでくるが、国外法人の損失や、英国の法人税債務が多額な場合には検討に値するであろう。また、他のアイデアとしては、国外事業を既存の英国居住法人に移転し、国外支店として事業を行うことであろう。

さらに、通常の期末プランニングの一環として、繰越損失を有効に使い、相殺不能損失を回避するため、法人間における追加的なリチャージあるいはマネジメント・チャージが活用できないかも検討に値する。ただし、この場合にはVATおよび移転価格問題を考慮する必要がある。

■ 賃貸不動産および その他不動産関連の注意事項

リース物件に余剰が生じている企業や、もっと安い物件へ借り替えを検討している企業も多い。このような場合、転貸が可能でない限り、リース契約の中途解約に伴って家主に多額の支払いが必要となるケースもある。この中途解約金は、家主側では通常資産から生じた利得として課税される一方、借

主側では損金算入が認められないため、高額の税コストを伴う可能性がある。しかし、適切なアドバイスとストラクチャリングによっては、このような税務コストを回避できる可能性もある。

■ 遊休建物に対するビジネス・レートの 軽減措置の利用

遊休となっている不動産がある場合には、ビジネス・レート軽減の可能性を検討すべきである。該当する不動産がある場合には、ビジネス・レートの軽減を受けられるよう、遊休部分の存在を確認し、当局と交渉を行わなければならない。不動産が短期的に一部分利用され、当局がビジネス・ケースを認めるのであれば、裁量レートが交渉可能な場合もある。産業用・商業用不動産（店舗を除く）を賃借している企業は、まずは、合理化、余剰人員削減、移転、段階的閉鎖等の結果、遊休となっている不動産の有無を確認すべきである。

■ キャピタル・ゲインが発生する場合の 注意事項

景気後退の対策には、現金を捻出するため資産価値の高い物件を売却するケースも多く、これにより多額のキャピタル・ゲインが実現する場合がある。このようなキャピタル・ゲインが直ちに課税されることを回避するためには、相殺可能なキャピタル・ロスを創出することが必要となる。しかしながら、近年の税制改正によりキャピタル・ロスの利用が制限される場合もあるので注意が必要である。

例えば、一定割合所有株式の譲渡非課税制度（Substantial Shareholding Exemption）の導入により、本規定の適用される株式の譲渡からはキャピタル・ロスの創出は不可能となっている。

■ キャッシュ・フロー改善のための キャピタル・ゲインの繰延

キャピタル・ゲイン課税の回避とは別に、キャピタル・ゲインの実現を翌期まで繰延べることにより納税を翌期まで遅らせる等のキャッシュ・フロー対策のアイデアも考えられる。

これには、実際に売却を繰延べるだけでなく、プットおよびコール・オプションの活用や、条件付

契約により、キャピタル・ゲインの実現を繰り延べる方法や、決算日の異なるグループ法人を活用する方法も考えられる。

■ 研究開発費特別控除 (R&D Tax Credit)

研究開発費特別控除の適用により実際の税額軽減が可能である。どのような支出が研究開発費に該当するかに関し、開発活動に関する検討が十分に行われていないケースも多く見られる。また、人材派遣会社からR&D業務のための外部人材の派遣を受けている企業は、当該費用についてR&D特別控除の適用を受けられる可能性がある。

税制改正の結果、R&D特別控除の節税効果も増大しており、従来以上にR&D特別控除の重要性は増している。2008年4月1日以降、中小規模法人の割増控除率は150%から175%に、大規模法人に対する割増控除率は125%から130%に増加され、また、中小規模法人の定義も拡大されている。また、中小規模法人で欠損がある場合には、R&D特別控除による節税額相当の税金の還付をPAYE/NICの拠出額の範囲内で受けることも認められており、キャッシュ・フロー改善の観点からもR&D特別控除はさらに重要性を増している。

■ スtock・オプション費用等の損金算入

ストック・オプション費用の法人税法上の損金性は2003年財政法シエジュール23に規定されている。ストック・オプション等の株式関連報酬制度は企業にとって実際のキャッシュ・アウトを伴わないため、従来から法人税制上の損金算入性に関して議論があり、取扱いが不明確であったが、本規定の導入により、取扱いの明確化・統一化が行われた。本規定は比較的新しく、かつ、実際に適用が行われたケースもまだ多くないため、本来適用できる所得控除が見逃されているケースが散見される。

特に投資家が投資のエグジット時に企業のマネジメントや一部の従業員に多額の株式関連報酬を支払うようなケースにおいて、本規定の適用による関連費用の損金算入が見逃されているケースが見られる。子会社株式や事業の売却を検討している企業で、役員や従業員にストック・オプション等を付与している場合には、ストック・オプション費用の損金

算入を最大化するとともに、この税効果が事業または株式の譲渡価格に反映されるように慎重な検討が必要となる。

■ コンプライアンスの外部委託

景気後退期では、限られた社内の人的資源を最大限に活用し、同時にコスト削減を達成する等、多くの企業は以下のような必要性に迫られている。

- 従業員を付加価値の高い業務に専念させ有効活用する
- コアの事業活動への選択と集中
- コストの管理および削減

このような目的を達成するためにも、企業は業務のアウトソーシングの積極的な活用を検討する必要がある。税務の分野においても、法人税自己査定申告書等のコンプライアンス業務を社内で行う場合の負担と、上記のアウトソースによるベネフィットを勘案した上で、コンプライアンス業務の外部委託を検討することも必要であろう。

■ 余剰人員削減の包括的プランニング

現在のような不況の最中、余剰人員の削減を検討している企業も多い。余剰人員の削減は、新たなテクノロジーの導入、事業戦略の変更、経費の圧縮、事業所の移転・統廃合、顧客の喪失、財政的圧力等様々な理由により行われるが、このような余剰人員の削減に当たっては、企業の人事部は様々な複雑な検討を行わなければならない。また、近年行われた様々な法律改正の影響も考慮する必要がある。関連する分野の法律改正には例えば以下のようなものが含まれる。

- リストラ対象従業員とのコンサルテーション手続きに、余剰人員削減が必要となるビジネス上の合理的説明を含めるとする最近の判例
- 解雇予告手当(Payment in lieu of notice、事前通告することなく従業員を解雇するときを支払う補償金)の時期に関する英国税務当局の度重なる解釈変更
- 年齢差別禁止法(Age discrimination law)の解雇人員選定過程や(余剰人員に支給される)解雇手当(Redundancy payment)の有効性に与える影響

この記事に関する問い合わせ先

清宮 陽二 (キヨミヤ・ヨウジ)
 Tel 020 7804 1382
 Fax 020 7804 4298
 yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

- 取引制限下におけるインセンティブ・プランや年齢差別禁止法に関する裁判例

PwC Human Resource Service (HRS) は、人事管理、雇用法、税務、年金等、企業の余剰人員整理に関する様々な分野の専門家から成り立っており包括的なサービスを提供可能である。余剰人員整理を検討する企業には、例えば以下のようなサービスも提供可能。

- 法務 — 従業員との複雑なコンサルテーション手続き、法廷手続きを避けるためのリスク・マネジメント等、適正な余剰人員整理に関するアドバイスの提供
- 人事マネジメント — 余剰人員削減計画の立案、

余剰人員削減手当額、人選手続き、交渉、従業員代表者および組合との協議等の煩雑な手続きをマネージするための戦略的アドバイス

- コミュニケーション — 全従業員に対し明確なメッセージの伝達、通常のビジネスを維持するための外部の利害関係者とのコミュニケーションに関するアドバイス
- 税務 — 解雇手当に関するタックス・プランニング
- 年金 — 年金コストの分析や確定給付型年金の取扱いの確認
- 個人のファイナンス・プランニング — 退職手当の有効な活用方法に関するアドバイス

海外子会社からの配当の非課税制度の導入について

当記事は税理士法人プライスウォーターハウスクーパース発行「Japan Tax Update」9月号からの転載に修正を加えたものです。

現在2009年度税制改正の主要項目の一つとして、日本企業の海外子会社等が稼得し、海外に留保している利益・資金の国内還流を促す税制(海外子会社からの配当にかかる益金不算入制度)の創設が検討されている。

2008年8月17日付の日本経済新聞の記事および8月22日付の経済産業省による「我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度導入に向けて～」の発表により、この税制改正の動きは日本のみならず海外においても強い関心が寄せられている。この改正が実現すれば、海外にグループ会社を多く有する企業にとって大きな影響を与えるものと考えられる。

■ 背景

近年、わが国の企業の海外生産比率が3割に達するとともに、海外子会社の利益が2001年から2006年までの5年間で4倍超にまで大幅に増加している。一方で、海外グループ会社からの配当は1.6倍までにしか増加しておらず、海外子会社で毎年多額の利益が内部留保されていると考えられる。

これら海外子会社等で約17兆円強(2006年度残高)あるいは孫会社以下のグループ企業も加えればその数倍にも達するとも言われている巨額の留保利益を、わが国での追加の税負担なく日本に還流させ、国内での設備投資や研究開発投資の活発化、ひいては日本経済の活発化に資することを意図して税制改正が検討されている。

■ 現行制度および実情

現行では、海外子会社等から配当等を受け取った場合、親会社の所得に算入するとともに、相手国で課税を受けた額についてわが国での二重課税を排除する措置として、いわゆる外国税額控除制度が採用されている。一般に、国際的な二重課税を排除する方法として、上述した外国税額控除方式のほかに、国外所得免除方式があり、現在OECD加盟国30カ国のうち、21カ国が国外所得免除方式を採用している。代表例であるオランダのいわゆる資本参加免税は、日本企業においてもオランダ持株会社において活用されている。

日本における外国税額控除制度は、所得の種類

や国別に個々に計算するのではなく、一括して控除限度額が計算される仕組みとなっている(一括限度額方式)。このため、例えば低税率の所得について生じた控除限度額の余裕部分を用いて、日本の税率よりも高い税率で課税される税額のうち日本の税率を超過している税額分について控除することができる。このことは「彼我流用」や「Mixing (Blending)」と呼ばれ、日本の外国税額控除制度の特色の一つとなっている。

一方で、わが国の法人税率は諸外国と比較し極めて高い水準にあることから、現行制度下では海外子会社等で稼得した利益を日本に配当として還流させた場合の日本での追加の税負担を避けるために、多くの日本企業が海外持株会社を持つなどにより、所得を海外に留保するケースが多く見受けられる。

■ 税制改正案 ― 海外子会社からの配当にかかる益金不算入制度の創設(恒久措置)

現在、経済産業省から出されている要望では、次ページ最後に掲げた表のような制度となっている。なお、本制度導入に伴い、直接外国税額控除制度の見直しも行うこととされている。

■ 税制改正による影響・効果

税制改正によって、海外グループ会社からの配当による資金移動についての経営の自由度は増すと考えられるが、このことが実際に資金還流をどう促進するか、還流資金がどのように使用されるか、

日本企業による租税負担軽減のための海外移転を防止することになるのかどうか等の点については必ずしも明確ではない。さらに国外配当所得免除方式に移行することにより、これまで海外子会社等からの配当について生じていた外国税額は外国税額控除制度の枠外となり、上述した「彼我流用」が制限がされ、追加の租税負担が生じる可能性がある。一方で、現行の外国税額控除制度を活用できないために海外で多額の所得を留保し、国内での外部借入や資本市場調達に頼っていた会社にとって、この制度は大きな恩恵を直接もたらすものと考えられる。

いずれにしても改正案では外国税額控除制度等の見直しについて詳細が定まっていないことから、企業にとってプラスに作用するか、租税負担としてはむしろマイナスの結果になるのかは、各企業グループが置かれている状況により相違するものと考えられる。

2009年度税制改正の主要項目とされているこの改正案は、これまでのわが国の国際税制の中で、非常に大きな意味を有するものと考えられる。また、その実現可能性も高いものと考えられるが、今後の政局の動向等により変動する可能性もあるため、予断を許さないと思われる。海外への事業展開を図る日本企業においては、国外源泉所得の内容・配当方針・外国税額控除の適用状況等、その置かれている状況に応じ、現地での送金手続きの手間・配当のための法的手続き・為替リスク等をも踏まえて、慎重な分析と効率的な租税負担のマネジメントを早い段階から検討する必要があると考えられる。 ■

■ 改正案

対象税目 法人所得税	法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税
対象所得	海外子会社からの配当 (注) 海外支店利益、投資所得(利子・使用料)、キャピタルゲインは対象外
適用対象会社	株式出資比率25%以上の海外子会社であり、かつ、株式の最低保有期間が6ヵ月
益金不算入割合	受取配当額の一定割合(例えば95%)、あるいは受取配当額から実際に生じた費用(例えば負債利子)の控除した額
源泉税	益金不算入扱いとする場合には、配当にかかる源泉税は直接外国税額控除の対象外、損金不算入の適用もなし
租税回避行為防止措置	本制度導入に伴い、強化が必要となった場合においては、適切かつ必要最小限に租税回避行為防止措置(タックスヘイブン対策税制・移転価格税制)を講ずる。
その他	外国税額控除制度における繰越超過税額・控除余裕額の取扱い等経過措置の手当、間接税額控除制度の廃止、等

この記事に関する問い合わせ先

清宮 陽二 (キヨミヤ・ヨウジ)
Tel 020 7804 1382
Fax 020 7804 4298
yoji.x.kiyomiya@uk.pwc.com

プライスウォーターハウス
クーパーズは右記のようにヨー
ロッパ各地にグローバル・ネッ
トワーク・フォー・ジャパニー
ズ・プラクティスを有し、日系
企業の皆様のお役に立つべく
種々のサービスを提供してお
ります。

各々の担当者は日系企業の
皆様のニーズをよく理解した専
門家ですので、各国現地担当者
またはロンドンのグローバル・
ネットワーク・フォー・ジャパ
ニーズ・プラクティスのどちら
にご連絡いただいても、同様の
キメの細かいサービスを提供さ
せていただきます。

発行人：

グローバル・ネットワーク・フォー・
ジャパニーズ・プラクティス

編集人：

佐藤 穰治	中村 道子
金 保仁	清宮 陽二

本冊子は概略的な内容を説
明したものに過ぎません。ま
た、これらは信頼できる情報
源から入手しておりますが、法
令、規則、規制は随時変更さ
れる可能性があるため、これら
がそのままの形で個々のケー
スに適用可能であるとは限り
ません。従って意思決定を行
う、あるいは何らかの行動を
起こされる場合には事前に弊
事務所の各分野の専門家にご
相談下さい。

■ United Kingdom

(London)

佐藤 穰治	Tel: +44 20 7213 5407
	Fax: +44 20 7804 6763
金 保仁	Tel: +44 20 7804 6737
	Fax: +44 20 7213 2415

Address: 1 Embankment Place, London WC2N 6RH

■ Belgium (Brussels)

森山 進 中東欧兼任	Tel: +32 2 713 7432
横山 嘉伸	Fax: +32 2 710 7400

■ Czech Republic (Prague)

野村 雅士	Tel: +420 2 51 152 280
	Fax: +420 2 51 157 280

■ Denmark (Copenhagen)

Jens Røder	Tel: +45 39 45 32 38
	Fax: +45 39 27 27 72

■ France (Paris)

横田 文志	Tel: +33 1 5657 5657
	Fax: +33 1 5657 5658

■ Germany

(Düsseldorf)

池田 良一 ミュンヘン兼任	Tel: +49 211 981 7235
	Fax: +49 211 981 7390
岡崎 邦昭	Tel: +49 211 981 7495
	Fax: +49 211 981 7412

(Hamburg)

宗雪 賢二 ベルリン兼任	Tel: +49 40 6378 1463
	Fax: +49 40 6378 1072

(Stuttgart)

小淵 直子	Tel: +49 711 25034 3182
	Fax: +49 711 25034 3111

(München)

植木 美奈	Tel: +49 8957 90 377
	Fax: +49 8957 906 222

■ Greece (Athens)

Christos Shiatis	Tel: +30 2 10 68 74 600
	Fax: +30 2 10 68 74 446

■ Hungary (Budapest)

佐伯 康之 ブリュッセル兼任	Tel: +36 1 461 9520
	Fax: +36 1 641 9110

■ Luxembourg (Luxembourg)

Kenneth Iek	Tel: +352 494848 2278
	Fax: +352 494848 2900

■ The Netherlands (Amsterdam)

若菜 亮一	Tel: +31 20 568 41 76
	Fax: +31 20 568 41 65
村上 高士	Tel: +31 20 568 4148
	Fax: +31 20 568 6949

■ Norway (Oslo)

Thorbjørn Grindhaug	Tel: +47 23 16 0510
	Fax: +47 24 06 2510

■ Poland (Warsaw)

森山 進 ブリュッセル兼任	Tel: +48 502 184 967
------------------	----------------------

鈴木 明男	Tel: +48 22 523 4536
	Fax: +48 22 508 4536

■ Republic of Ireland (Dublin)

岡村 一枝	Tel: +353 1 792 8236
	Fax: +353 1 792 6200

■ Russia (Moscow)

糸井 和光	Tel: +7 095 967 6436
	Fax: +7 095 967 6007

■ Sweden (Stockholm)

Gunnar Andersson	Tel: +46 8 723 9949
	Fax: +46 8 20 06 45

■ Switzerland (Zurich/Basel)

Erik Steigar	Tel: +41 58 792 5940
	Fax: +41 58 792 5596

■ 日本

あらた監査法人

山手 章	Tel: +81 3 5427 6555
	Fax: +81 3 5532 2501
	www.pwc.com/jp/aarata

税理士法人プライスウォーターハウスクーパーズ

鈴木 洋之	Tel: +81 3 5251 2411
	Fax: +81 3 5251 2426
	www.pwc.com/jp/tax

PwCアドバイザリー株式会社

岡 昭一	Tel: +81 3 6266 5800
	Fax: +81 3 5220 8560
	www.pwcadvisory.co.jp

The firms of the PricewaterhouseCoopers global network (www.pwc.com/uk) provide industry-focused assurance, tax and advisory services to build public trust and enhance value for clients and their stakeholders. More than 140,000 people in 149 countries across our network share their thinking, experience and solutions to develop fresh perspectives and practical advice.

© 2008 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers LLP (a limited liability partnership in the United Kingdom) or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.